

大阪府入札参加資格の再認定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、入札参加資格の再審査申請の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 要綱第7条に基づき契約局長より資格の認定を受けた者をいう。
- (2) 再認定 要綱第11条に基づき、再度、入札参加資格を認定することをいう。
- (3) 再審査申請 有資格者が再認定の審査を求める申請をいう。
- (4) 経営事項審査点数 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項の規定による経営事項審査の結果の総合評定値をいう。

(資格区分)

第3条 再認定の対象とする入札参加資格の区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事競争入札参加資格
- (2) 経常建設共同企業体入札参加資格
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格
- (4) 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格
- (5) 物品・委託役務関係競争入札参加資格

(再認定の対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当することとなった有資格者は、契約局長に再審査申請を隨時に行うことができる。ただし、申請できる入札参加資格の範囲は、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲内とする。

- 1 会社更生手続等を行う者で次に掲げる者（以下「再建途上者」という。）
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）
- 2 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併又は分割により会社が新設された者又は会社が存続した者並びに会社の事業譲渡により会社が新設された者又は事業を承継した者で次に掲げる者。ただし、前条第1号、第3号及び第4号の区分の者に限る。
 - (1) 有資格者を含む会社の合併により新たに会社を設立した場合における新設会社又は有資格者を含む会社の合併（吸収合併の場合を含む。）により存続した場合における存続会

社（以下「合併新設存続会社」という。）

- (2) 有資格者である会社の営業の全部又は一部を他の会社へ承継させるための会社分割により新たに会社を設立又は分割吸収した場合における新設会社又は分割吸収会社（以下「分割承継会社」という。）又は存続会社（以下「分割存続会社」という。）
- (3) 有資格者である会社の営業の全部又は一部について他の有資格者へ譲渡した場合における譲受会社（以下「譲受会社」という。）又は譲渡会社（以下「譲渡会社」という。）

（再建途上者における再認定の申請手続き）

第5条 再建途上者で再審査申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 入札参加資格再審査申請書
 - ア 更生手続開始決定者 様式第1号
 - イ 再生手続開始決定者 様式第2号
- (2) 再申請にいたる経緯説明書
- (3) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）及び定款（写し）
- (4) 会社更生手続開始決定書又は民事再生手続開始決定書（写し）（裁判所による認可後ににおいては、更生計画認可決定書又は再生計画認可決定書（写し）を添付する。）
- (5) 手続開始決定以降の日を決算日とする財務諸表
- (6) 営業所一覧表（営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の営業方針を添付する。）
- (7) 障がい者雇用状況を示す書類
- (8) 府税の全税目の納税証明書（「未納の徴収金の額」がないことの証明）
- (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書（「未納の税額」がないことの証明）
ただし、前2号について納付すべき租税が更生債権となり、更生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- (10) その他契約局長が必要と認める書類

2 再建途上者で再審査申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を前項に定める書類と併せて提出するものとする。

- (1) 第3条第1号及び第4号
 - ア 経営事項審査に係る総合評定値通知書（写し）
 - イ 建設業許可証明書（写し）
- (2) 第3条第3号
 - ア 測量・建設コンサルタント等の営業に関し必要な登録証明書又は現況報告書等（写し）

(合併新設存続会社における再認定の申請手続き)

第6条 合併新設存続会社で再審査申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 競争入札参加資格再審査申請書

第3条第1号の区分の者は様式第3号、第3条第3号の区分の者は様式第4号、第3条第4号の区分の者は様式第5号とする。以下、第7条及び第8条において同じ。

(2) 再審査申請にいたる経緯説明書

(3) 合併契約書（写し）

(4) 合併契約書を承認決議した合併新設存続会社及び廃業する会社の株主総会議事録（写し）

(5) 合併契約書を承認決議し廃業する会社の廃業届（写し）

(6) 履歴事項証明書（商業登記簿謄本）及び定款（写し）

(7) 障がい者雇用状況を示す書類

(8) 府税の全税目の納税証明書（「未納の徴収金の額」がないことの証明）

(9) 消費税及び地方消費税の納税証明書（「未納の税額」がないことの証明）

(10) その他契約局長が必要と認める書類

2 合併新設存続会社で再審査申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を前項に定める書類と併せて提出するものとする。

(1) 第3条第1号及び第4号

ア 経営事項審査に係る総合評定値通知書（写し）

イ 建設業許可証明書（写し）

ウ 営業所一覧表（大阪府と契約を支店又は営業所とする場合）

(2) 第3条第3号

ア 測量・建設コンサルタント等の営業に関し必要な登録証明書又は現況報告書等（写し）

(分割承継会社又は分割存続会社における再認定の申請手続き)

第7条 分割承継会社又は分割存続会社で再審査申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 競争入札参加資格再審査申請書

(2) 再審査申請にいたる経緯説明書

(3) 分割計画書又は分割契約書（写し）

(4) 分割計画書又は分割契約書を承認決議した分割存続会社及び分割承継会社の株主総会議事録（写し）

(5) 分割存続会社が廃業又は変更する場合における分割存続会社の廃業等の届（写し）

(6) 履歴事項証明書（商業登記簿謄本）及び定款（写し）

(7) 障がい者雇用状況を示す書類

- (8) 府税の全税目の納税証明書（「未納の徴収金の額」がないことの証明）
 - (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書（「未納の税額」がないことの証明）
 - (10) その他契約局長が必要と認める書類
- 2 分割承継会社又は分割存続会社で再審査申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を前項に定める書類と併せて提出するものとする。
- (1) 第3条第1号及び第4号
 - ア 経営事項審査に係る総合評定値通知書（写し）
 - イ 建設業許可証明書（写し）
 - ウ 営業所一覧表（大阪府との契約を支店又は営業所とする場合）
 - (2) 第3条第3号
 - ア 測量・建設コンサルタント等の営業に関し必要な登録証明書又は現況報告書等（写し）

（譲受会社又は譲渡会社における再認定の申請手続き）

第8条 譲受会社又は譲渡会社で再審査申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 競争入札参加資格再審査申請書
- (2) 再審査申請にいたる経緯説明書
- (3) 営業譲渡契約書（写し）
- (4) 営業譲渡契約書を承認決議した譲渡会社及び譲受会社の株主総会議事録（写し）
- (5) 譲渡会社が廃業又は変更する場合における分割存続会社の廃業等の届
- (6) 履歴事項証明書（商業登記簿謄本）及び定款（写し）
- (7) 障がい者雇用状況を示す書類
- (8) 府税の全税目の納税証明書（「未納の徴収金の額」がないことの証明）
- (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書（「未納の税額」がないことの証明）
- (10) その他契約局長が必要と認める書類

2 譲受会社又は譲渡会社で再審査申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を前項に定める書類と併せて提出するものとする。

- (1) 第3条第1号及び第4号
 - ア 経営事項審査に係る総合評定値通知書（写し）
 - イ 建設業許可証明書（写し）
 - ウ 営業所一覧表（大阪府との契約を支店又は営業所とする場合）
- (2) 第3条第3号
 - ア 測量・建設コンサルタント等の営業に関し必要な登録証明書又は現況報告書等（写し）

（ヒアリング）

第9条 契約局長は、第5条の規定により再審査申請をしようとする者から次に掲げる事項に

についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、第5条に掲げる書類とともに提出させるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材等業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の営業方針
- (6) 更生計画案の作成方針、更生計画案若しくは更生計画（更生計画認可の決定後においては更生計画の遂行状況）又は再生計画案の作成方針、再生計画案若しくは再生計画（再生計画認可の決定後においては遂行状況）

2 契約局長は、第6条から前条までの規定により提出を受けた書類など再審査申請の内容について、必要と認める場合に再審査申請者に対してヒアリングを行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、再認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

**入札参加資格再審査申請書
(更生手続開始決定者)**

年　月　日

大阪府総務部契約局長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始決定を受けましたので、
入札参加資格の再審査を申請します。

**一般競争入札参加資格再審査申請書
(再生手続開始決定者)**

年　月　日

大阪府総務部契約局長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けましたので、
入札参加資格の再審査を申請します。

会社合併等による競争入札参加資格再審査申請書
(建設工事)

年　月　日

大阪府総務部契約局長様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(会社合併、事業譲渡、会社分割)を行いましたので、入札参加資格の再審査を申請します。

1 合併等の概要

2 合併等の期日 年　月　日

3 再審査申請の内容

合併等以前の情報	所 在 地			
	商 号 ・ 名 称			
	甲 代表者職・氏名			
	建設業許可番号		大阪府登録番号	
	大阪府登録業種			
	乙	所 在 地		
	商 号 ・ 名 称			
	代表者職・氏名			
	建設業許可番号		大阪府登録番号	
	大阪府登録業種			
合併等以後の情報	所 在 地			
	商 号 ・ 名 称			
	代表者職・氏名			
	建設業許可番号			
	合併時等の経営事項審査結果通知日	年　月　日		
	再審査を希望する業種	※		

※ 再審査を希望する業種とは、合併等以前の甲及び乙それぞれの登録業種の範囲内です。

4 登録内容の変更

	現登録内容	変更内容	備考
本店	フリカーナ		
	商号又は名称		
	フリカーナ		
	代表者職・氏名		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
営業所・支店	Eメールアドレス		
	フリカーナ		
	営業所・支店名		
	フリカーナ		
	代理人(受任者) 職・氏名		
	所在地		
	電話番号		
障害者雇用状況	FAX番号		
	Eメールアドレス		
	常用雇用労働者の総数		
障害者雇用率	障がい者雇用人数		
	障がい者雇用率		
加算	地元点 対象の場合の加算希望	加算あり・加算なし、対象外	加算を希望・希望しない、対象外
	福祉点 対象の場合の加算希望	加算あり・加算なし、対象外	加算を希望・希望しない、対象外
	環境点 対象の場合の加算希望	加算あり・加算なし、対象外	加算を希望・希望しない、対象外

- ※ 1 現登録内容欄は入札参加資格を承継する場合の被承継者(又は承継者であって、すでに入札参加資格登録がある者)について記入し、変更内容欄は資格承継後の情報を記入すること。
- 2 障害者雇用状況の合併等による変更内容欄は、再審査申請日現在の労働者数を記入すること。
 なお、公共職業安定所に報告義務のある場合は、常用雇用労働者数の総数に障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に定める障害者雇用状況報告書の「常用雇用労働者の総数」に算定する数を、障害者雇用人数に「計」に算定する数をそれぞれ記入すること。
- 3 各項目の変更日が合併等の期日以降の場合はその年月日を備考欄に記入すること。

**会社合併等による競争入札参加資格再審査申請書
(測量・建設コンサルタント等)**

年　月　日

大阪府総務部契約局長 様

申請者

所在 地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(会社合併、事業譲渡、会社分割)を行いましたので、入札参加資格の再審査を申請します。

1 合併等の概要

2 合併等の期日 年　月　日

3 再審査申請の内容

合併等以前の情報	甲	所 在 地	
		商 号 ・ 名 称	
		代表者職・氏名	
		大阪府登録番号	
		大阪府登録業務	
	乙	所 在 地	
		商 号 ・ 名 称	
		代表者職・氏名	
		大阪府登録番号	
		大阪府登録業務	
合併等以後の情報	所 在 地		
	商 号 ・ 名 称		
	代表者 職・氏名		
	再審査を希望する業務 ※	別紙 登録事業一覧のとおり	

※ 再審査を希望する業務とは、合併等以前の甲及び乙それぞれの登録業務の範囲内です。

4 登録内容の変更

	現登録内容	変更内容	備考
本店	フリカーナ		
	商号又は名称		
	フリカーナ		
	代表者職・氏名		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
営業所・支店	Eメールアドレス		
	フリカーナ		
	営業所・支店名		
	フリカーナ		
	代理人(受任者) 職・氏名		
	所在地		
	電話番号		
障用が 状い 況者 雇	F A X 番号		
	Eメールアドレス		
	常用雇用労働者の総数		
障がい者雇用状況	障がい者雇用人数		
	障がい者雇用率		
資本金			
有資格者数		別紙有資格者数一覧のとおり	

- ※ 1 現登録内容欄は入札参加資格を承継する場合の被承継者(又は承継者であって、すでに入札参加資格登録がある者)について記入し、変更内容欄は資格承継後の情報を記入すること。
- 2 障害者雇用状況の合併等による変更内容欄は、再審査申請日現在の労働者数を記入すること。
 なお、公共職業安定所に報告義務のある場合は、常用雇用労働者数の総数に障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に定める障害者雇用状況報告書の「常用雇用労働者の総数」に算定する数を、障害者雇用人数に「計」に算定する数をそれぞれ記入すること。
- 3 各項目の変更日が合併等の期日以降の場合はその年月日を備考欄に記入すること。

□ 登録事業一覧

入札参加資格申請業務名	登録部門名	登録の有無 (○印)	備 考
測 量	測量		
地質調査	地質調査		
建築設計・監理	一級		
	二級		
設備設計・監理	設備設計・監理		
建設コンサルタント	河川砂防及び海岸・海洋		
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道路		
	鉄道		
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画、施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
	水産土木		
	電気・電子		
	廃棄物		
補償コンサルタント	土地調査		
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
	総合補償		

会社合併等による一般競争入札(特定調達契約)参加資格再審査申請書
(建設工事)

年　月　日

大阪府総務部契約局長様

申請者

所在 地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(会社合併、事業譲渡、会社分割)を行いましたので、入札参加資格の再審査を申請します。

1 合併等の概要

2 合併等の期日 年　月　日

3 再審査申請の内容

合併等以前の情報	甲	所 在 地		
		商 号・名 称		
		代表者職・氏名		
		建設業許可番号		大阪府登録番号
		大阪府登録業種		
	乙	所 在 地		
商 号・名 称				
代表者職・氏名				
建設業許可番号			大阪府登録番号	
大阪府登録業種				
合併等以後の情報	所 在 地			
	商 号・名 称			
	代表者職・氏名			
	建設業許可番号			
	合併時等の経営事項審査結果通知日	年　月　日		
	再審査を希望する業種	※		

※ 再審査を希望する業務とは、合併等以前の甲及び乙それぞれの登録業種の範囲内です。

4 登録内容の変更

		現登録内容	変更内容	備考
本店	フリガナ			
	商号又は名称			
	フリガナ			
	代表者職・氏名			
	所在地			
	電話番号			
	FAX番号			
Eメールアドレス				

- ※ 1 現登録内容欄は入札参加資格を承継する場合の被承継者(又は承継者であって、すでに入札参加資格登録がある者)について記入し、変更内容欄は資格承継後の情報を記入すること。
- 2 各項目の変更日が合併等の期日以降の場合はその年月日を備考欄に記入すること。